

# ケンチク女子会だより

## 「ケンチク女子が押えておくべき法律知識」

講師は弁護士法人 匠総合法律事務所 代表社員弁護士 秋野 卓生 先生

今回の研修はケンチク女子会特別拡大版と題して、男女問わず、多くの方にセミナーを聞いて頂きました。秋野先生からは建築業界に関する基本的な法律知識を事例を踏まえて教えてもらいました。普段のお客様との会話や契約において、建築会社が気を付けなければ後で問題になってしまうケースがあり、皆さん真剣にセミナーを聞いておられました。

例えば… 「施工に関するクレームが入ってしまった。」 こんな場合でも

### ○ 「図面通り」・「書面通り」の施工なら OK !

打合せ通りの施工だとわかる詳細な図面や説明したとわかる書面(印、アンダーラインが引いてあり、お客様のサインがあるなど)があればお客様が納得をして契約をしたという証明になります。

### ! お客様にサプライズで商品をグレードアップして施工した。

契約書類と異なる商品や材を使用していると、法廷の場では瑕疵として問題になることも。契約書類通りに施工することがトラブル回避のポイントです。

### 参加者の声

自社をアピールする広告などでもクレーム問題につながる例があるのだと知りました。

図面の著作権・所有権の違いについてよくわかった。

打合せの時に今から使える対策を教えてください。

プロの弁護士から直接話を聞ける貴重な機会だった。身近な事案を紹介してもらった。



住まいのダイアル

検索

公益法人が運営する紛争処理支援センター  
法律の事はもちろん、紛争に関する電話相談や相談事例も公開しています。  
こちらも参考にしてみてくださいとのこと。

## 事務局より

今回の講師、秋野先生は建築業界のトラブルを専門に扱われている有名な方です。多くの著書やコラムの執筆をされています。「またセミナーを聞きたい!」「自社でも講師としてお招きしたい!」という方は住活協と縁のある方ですので、事務局はもちろんミヨシ産業までご連絡を~♪

## 次回研修会について

「知って得する家電豆知識セミナー」

日時：11月8日(水)13:30~17:00

会場：(株)ハウステック 米子ショールーム  
(ヤマダ電機内)